

令和2年5月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和2年5月28日(木) 午前9時00分～9時55分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：坂本康充 5番：堀田計一 6番：西和浩 7番：後藤ミホ 8番：平野豊文 (農地利用最適化推進委員 5人) ・岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 1人) 農業委員： 0名 推進委員： 西哲郎
出席職員	事務局長： 瀧上達也 専門監： 高橋茂義 主幹： 眞崎哲子
会議録署名委員	3番：坂本康充 5番：堀田計一
議事日程	令和2年5月28日(木) 1日間
報告	(1) 5月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(非農地証明、5条申請：各1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告 ① 農用地利用配分計画の認可について ② その他
会議事件	議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第21号 非農地証明願いの承認について 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第23号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第24号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第25号 空き家に付属した農地指定申出について
事務局 (事務局長)	おはようございます。本日は、西推進委員より欠席届が提出されています。 ただ今から5月期の定例総会を開会いたします。皆さんご起立をお願いします。 一同、礼。ご着席ください。それでは、会長あいさつをお願いします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	おはようございます。何ヶ月も大きな行事ができないまま過ぎておりますが、 先日緊急事態宣言が解除ということで、ある程度は動けるようになったのかなと思っております。しかしながら、新生活ということで三密を避けるように指導はなされております。マスク着用、密接防止というものを守っていくということが基本だそうです。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>そういう中で、昨日北九州の方では数名の方の感染者が出たということで、解除されてもそのようなことが起きるといことで気を緩めないようにというよう報道がなされております。皆様も十分気を付けられて我が身は我が身で守るとい気持ちで日々過ごして頂ければと思います。</p> <p>天気予報を見ますと明日まで晴れて、明後日から雨模様が続くような気配であります。日本の四季は確実に回っておりますが、梅雨時期に入るといことで、農作業の植付け、収穫作業というのがまだ今からあると思っておりますが、天気負けないように頑張ってもらって思っております。</p> <p>本日の農業委員会定例総会ですけれども、案件が出されておりますので慎重な審議をお願い致します。また、農業委員の皆様には午後から農業経営改善等対策会議がありますので、そちらの方もよろしくお願ひします。</p> <p>本当に、体調には十分気を付けて頑張ってもらければと思います。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>ありがとうございました。それでは進行の方をお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、早速ですが本会議に移りたいと思ひます。本日の本会議の出席委員は、農業委員7名全員出席ですので、総会は成立してあります。農地利用最適化推進委員の出席は5名ですので、本日の定例総会出席委員は合計12名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、3番坂本康充委員と5番堀田計一委員にお願いしたいと思ひます。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名します。それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議事に入ります。まず、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 6 ページをお願いします。議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する</p> <p>受付番号 14 番 譲受人・譲渡人については表記のとおりです。</p> <p>土地表示 大字石河内字惣田〇〇番 地目 田 地積 608 m² 他 5 筆 計田 6 筆 面積 6,132 m² 移動区分 贈与 経営状況 家族 4 労働力 3 経営面積 6,132 m² 移動理由 生前贈与 担当委員は、6 番西委員です。資料につきましては 7 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の 6 番西委員の説明をお願いします。</p>
<p>(6 番) 西 和浩</p>	<p>譲受人は現在〇〇で働いておられます。数年前までお父さんの譲渡人が中心で農業をされていたんですけど、体調を壊されてから譲受人が兼業で農業にも力を入れ始められ田んぼをされております。お父さんの方が施設に入られて復帰が難しいという事で、今回生前贈与の手続きを取ったと聞いております。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 14 番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 14 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 14 番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第 21 号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p> <p>この案件については、議事参与に関係する委員の退席をお願いします。</p>

	<p><議事参与関係委員退席></p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 8 ページをお願いします。議案第 21 号 非農地証明願いの承認について、非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 3 番 申請人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字 陣ノ内〇〇番 地目 畑 地積 3,530 m² 現況地目 山林 事由 耕作放棄地のうち農地として使用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている (ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。となっております。</p> <p>なお、担当委員は、8 番平野委員です。資料は 9 ページから 11 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局より、写真説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 眞崎 主幹</p>	<p>(プロジェクターを使用し写真説明)</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。担当の 8 番平野委員から説明があればお願いします。</p>
<p>(8 番) 平野 豊文</p>	<p>ただ今映像で見られたとおり、皆さんも藤井推進委員の歓迎会と桜見の時に見られたお店の裏であります。説明にありましたように森林化して復元不可能ということでございまして、それと上の方が畑になっており傾斜しておりますので、野分きがひどく、一時期お母さんが段々畑をしていたけれど流れてしまうという事で諦められたそうです。そういう事で非農地申請をされたという事です。審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 21 号 非農地証明願いの承認についてであります。受付番号 3 番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 21 号 非農地証明願いの承認であります。受付番号 3 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 21 号 非農地証明願いの承認について受付番号 3 番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p><議事参与関係委員着席></p> <p>つづきまして、議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の 12 ページをお願い致します。議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 3 番 譲受人・譲渡人については、表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字四日市〇〇番 地目 畑 地積 101 m² 他 1 筆 計畑 2 筆 148 m² 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅・進入路 施設概要 個人住宅 1 棟 95.6 m²（所有面積：317.77 m²=農地 47 m²+隣接宅地 270.77 m²）、進入路 101 m² 担当委員は、8 番平野委員です。資料につきましては 13 ページから 18 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局より、写真説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 眞崎 主幹</p>	<p>（プロジェクターを使用し写真説明）</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>写真説明が終わりました。担当の 8 番平野委員から説明があればお願いします。</p>
<p>（8 番） 平野 豊文</p>	<p>ただ今説明にありましたとおり、住宅の進入路という事で今回は申請があります。場所については住宅地でありますので、皆さんの審議をよろしくお願い致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてあります。受付番号3番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号3番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号3番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第23号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p> <p>この案件については、議事参与に関係する委員の退席をお願いします。</p> <p><議事参与関係委員退席></p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>19ページをお願いします。議案第23号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求めます。</p> <p>整理番号1番受付番号8番 移動区分 贈与 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字牛牟田〇〇番 地目 田 地積 1,087㎡ 他3筆 計田4筆 2,090㎡ 利用目的 稲作 贈与 無償 移転時期・引渡時期 2020年6月30日 担当は7番後藤委員です。地図は、21ページに添付してあります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の7番後藤委員から説明があればお願いします。</p>

<p>(7番) 後藤 ミホ</p>	<p>譲受人・譲渡人は同級生であり、譲渡人は〇〇さんという方から相続されたと聞いております。地図を見て頂ければ分かりますが、山際で条件も悪く、以前から譲受人が管理してくださっていたので、無償でお願いしますということで聞いております。ご審議の方よろしくお願いたします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第23号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号1番受付番号8番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第23号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号1番受付番号8番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第23号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号1番受付番号8番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p><議事参与関係委員着席></p> <p>つづきまして、議案第23号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号2番受付番号9番について事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>ひきつづき議案第23号 農用地利用集積計画（所有権移転）についての説明であります。</p> <p>整理番号2番受付番号9番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字鳥居久保〇〇番 地目 畑 地積 1,011 m² 他3筆 計畑4筆 4,152 m² 利用目的 露地野菜 売買価格 全部で 1,886,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2020年6月21日 担当は5番堀田委員 特例事業扱いです。地図は、22ページに添付してあります。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ありがとうございました。この案件は特例事業ですので、担当委員の説明は省かせていただきます。</p> <p>議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号 2 番受付番号 9 番につきまして質疑をお受け致しますが、質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号 2 番受付番号 9 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号 2 番受付番号 9 番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第 24 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>23 ページをお願いします。議案第 24 号農用地利用集積計画（利用権設定）について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>尚、議案第 24 号の整理番号 1 番から 6 番、受付番号 124 番から 129 番までは全て農地中間管理事業での賃貸借契約となります。譲受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、5 月 20 日の公社の審査会で全て可決されております。合計田 16 筆 集積面積 14,913 m²となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を 28 ページから 29 ページに記載しております。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、この案件は農地中間管理事業の公社扱いの分ですので、説明は省かせていただきます。</p> <p>質疑をお受け致します。議案第 24 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 受付番号 124 番から 129 番につきまして質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 24 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号 124 番から 129 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 24 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。受付番号 124 番から 129 番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 25 号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>30 ページをお願いします。議案第 25 号 空き家に付属した農地指定申出について 空き家に付属した農地指定申出について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 2 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字荒瀬〇〇番 地目 畑 地積 448 m² 隣接する家屋の所在 大字椎木字荒瀬〇〇番 地目 宅地 地積 1,059.20 m² 売買等の条件 売買に限る 担当は 7 番後藤委員です。資料は、31 ページから 32 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、担当の 7 番後藤委員から説明があればお願いします。</p>
<p>（7 番） 後藤 ミホ</p>	<p>以前の調査の際、詳しいところが分からなかったので平野委員にお聞きして、亡くなったので贈与されたという話は聞いておりました。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>平野委員わかりますか。</p>
<p>（8 番） 平野 豊文</p>	<p>私は同じ班で、〇〇さんが亡くなられてはっきり誰に譲渡したのか分かっておりません。相手はわかっておりませんが、遺言贈与したということで、葬儀の時もどなたが喪主なのか地元の人もよく分かっておりません。以上です。</p>
<p>（事務局） 眞崎 主幹</p>	<p>申請人のところに〇〇さん、そして宮崎市の方のお名前がありますが、遺言により本人死亡の際は処分してほしいとのことでした。</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第25号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。大変珍しい案件であります。質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。
(事務局) 事務局長	補足説明ですが、この案件をなぜ議案に上げたかという、木城町農業委員会としましては、空き家付きの農地については、農家の要件以下の面積でも売買できるという面積要件を設定しております。この案件の448㎡の農地につきましては農家でなくても購入できるという形にするためにこの議案を上げております。
議長（会長） 鎌田 勝敏	補足説明がありました。質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。
(5番) 堀田 計一	自宅は築何年のものなんですか？
(事務局) 眞崎 主幹	何年かは把握してないんですが、だいぶ古く誰も住んでらっしゃらないです。
議長（会長） 鎌田 勝敏	田村委員の場合は参考としてお聞きます。
(農地利用最適化推進委員) 田村 和之	この申請地を誰か買いたいとなれば、隣接家屋に住んで〇〇番地の方から入っていくということでもいいんですね？この家に住まなければ申請地を買っても入る所がないですよね？
(事務局) 事務局長	基本的にはですね、この農地だけではまず売れないという事になりますから、一応登記上は農地なので普通は農家の方しか買えないという条件になりますが、空き家整理という事になりますと、農家の要件を満たしてなくても買えるというように木城町農業委員会の方で決めておりますので、空き家整理という事も考えまして農地付きの宅地、買われる方がその家に住まなければならないという事ではなく、その家を壊して宅地として家を建てるという事も可能だという事でご理解いただきたいと思います。
(農地利用最適化推進委員) 田村 和之	分かりました。
(8番) 平野 豊文	あくまでもこの土地を譲受された方が、この土地を自分の物とする為の条件ですね。例えば私が買う場合はそのまま買えるという事ですね。
(事務局) 事務局長	そうじゃないです。次に買われる方が農地付きで、農家でなくてもそのまま買えるという事です。

<p>(8番) 平野 豊文</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>その他にありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第25号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第25号 空き家に付属した農地指定申出について承認可決と致します。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 6月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、令和2年5月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>